

## 指導基本規程普及委員会ならびに申立受付窓口の設置について

高知県ソフトテニス連盟は、暴力行為根絶に向けて、（公財）日本ソフトテニス連盟が制定した規程に沿って取り組むため、下記のとおり委員会ならびに申立窓口を設置しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 制定された規程

- (1) 指導基本規程
- (2) 指導基本規程違反救済申立処理委員会規程
- (3) 指導基本規程違反救済審査委員会規程

制定日 平成 25 年 12 月 1 日制定、平成 26 年 4 月 1 日発効

令和 5 年 4 月 5 日一部改訂

#### 2. 指導基本規程普及委員会委員

- 幡多地区 (有 友 昭 一)
- 高吾地区 (村 島 伸 幸)
- 高知市 (加 藤 久 宜)
- 東部地区 (恒 石 啓 一)

#### 3. 申立受付窓口

- (1) 申立受付窓口 高知県ソフトテニス連盟事務局  
〒780-8073 高知市朝倉本町2-7-7 氏原博之  
メールアドレス kochista@md.pikara.ne.jp
- (2) 申立方法 高知県ソフトテニス連盟事務局に郵送またはFAXにて「救済申立書」の書式を参考に内容を記載し提出する。  
(FAXの場合は後日郵送の事)